

(注)

(共通)

- 1 本書は、入札公告又は入札通知書に示す総合評価点算定基準に基づき記入すること。
- 2 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
- 3 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 4 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。

(工事経験について)

- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料（様式3-2号）の工事と同一でなくてもよい。
- 7 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（竣工時工事カルテ、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し）を添付すること。